

富田林市条例第 号

富田林市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(富田林市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第1条 富田林市附属機関の設置に関する条例(昭和38年富田林市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「

富田林市観光ビジョン策定委員会	富田林市観光ビジョンの策定等に関する事務
-----------------	----------------------

」

を

「

富田林市観光ビジョン策定委員会	富田林市観光ビジョンの策定等に関する事務
富田林市共創拠点整備運営業務受注候補者選定委員会	共創拠点整備運営業務の受注候補者選定等に関する事務

」

に、

「

富田林市住居表示審議会	住居表示整備事業における重要事項についての調査及び審議に関する事務
-------------	-----------------------------------

」

を

「

富田林市住居表示審議会	住居表示整備事業における重要事項についての調査及び審議に関する事務
富田林市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第8条第1項に規定する市町村行動計画の策定等に関する事務

」

に改め、同教育委員会の項中

「

富田林市中学校給食会	市立中学校における給食の円滑な実施及び運営に関する事務
------------	-----------------------------

」

を

「

富田林市中学校給食会	市立中学校における給食の円滑な実施及び運営に関する事務
富田林市中学校給食調理等業務受注候補者選定委員会	市立中学校における給食の調理等業務の受注候補者の選定等に関する事務

」

に改める。

第2条 富田林市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「

富田林市観光ビジョン策定委員会	富田林市観光ビジョンの策定等に関する事務
富田林市共創拠点整備運営業務受注候補者選定委員会	共創拠点整備運営業務の受注候補者選定等に関する事務

」

を

「

富田林市観光ビジョン策定委員会	富田林市観光ビジョンの策定等に関する事務
-----------------	----------------------

」

に改め、同教育委員会の項中

「

富田林市中学校給食会	市立中学校における給食の円滑な実施及び運営に関する事務
富田林市中学校給食調理等業務受注候補者選定委員会	市立中学校における給食の調理等業務の受注候補者の選定等に関する事務

」

を

「

富田林市中学校給食会	市立中学校における給食の円滑な実施及び運営に関する事務
------------	-----------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

【議案第2号】富田林市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

第1条 富田林市附属機関の設置に関する条例（昭和38年富田林市条例第19号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第2条関係） 【別記 参照】	別表（第2条関係） 【別記 参照】

【別記】

現行

附属機関の属する執行機関等	附属機関	担当事務
市長	(略)	
	富田林市観光ビジョン策定委員会	富田林市観光ビジョンの策定等に関する事務
	(略)	
	富田林市住居表示審議会	住居表示整備事業における重要事項についての調査及び審議に関する事務
教育委員会	(略)	
	富田林市中学校給食会	市立中学校における給食の円滑な実施及び運営に関する事務
	(略)	

改正後（案）

附属機関の属する執行機関等	附属機関	担当事務
市長	(略)	
	富田林市観光ビジョン策定委員会	富田林市観光ビジョンの策定等に関する事務
	富田林市共創拠点整備運営業務受注候補者選定委員会	共創拠点整備運営業務の受注候補者選定等に関する事務

	(略)	
	富田林市住居表示審議会	住居表示整備事業における重要事項についての調査及び審議に関する事務
	富田林市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項に規定する市町村行動計画の策定等に関する事務
	(略)	
教育委員会	(略)	
	富田林市中学校給食会	市立中学校における給食の円滑な実施及び運営に関する事務
	富田林市中学校給食調理等業務受注候補者選定委員会	市立中学校における給食の調理等業務の受注候補者の選定等に関する事務
	(略)	

第2条 富田林市附属機関の設置に関する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第2条関係） 【別記 参照】	別表（第2条関係） 【別記 参照】

【別記】

現行

附属機関の属する執行機関等	附属機関	担当事務
市長	(略)	
	富田林市観光ビジョン策定委員会	富田林市観光ビジョンの策定等に関する事務
	富田林市共創拠点整備運営業務受注候補者選定委員会	共創拠点整備運営業務の受注候補者選定等に関する事務
	(略)	

	(略)	
教育委員会	(略)	
	富田林市中学校給食会	市立中学校における給食の円滑な実施及び運営に関する事務
	富田林市中学校給食調理等業務受注候補者選 定委員会	市立中学校における給食の調理等業務の受注候補者の選定等に関する事務
	(略)	

改正後（案）

附属機関の属する執行機関等	附属機関	担当事務
市長	(略)	
	富田林市観光ビジョン策定委員会	富田林市観光ビジョンの策定等に関する事務
	(略)	
教育委員会	(略)	
	富田林市中学校給食会	市立中学校における給食の円滑な実施及び運営に関する事務
	(略)	